

認定コミュニティ活動状況資料

浜須賀地区まちのちから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1～2
規約等	3～7
委員名簿	8

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	9～14
当該年度の活動計画書及び収支予算	15～18
特定事業の概要 (広報紙「浜須賀まちのちから」発行事業)	19
特定事業実施報告書 (広報紙「浜須賀まちのちから」発行事業)	20～21
特定事業の概要 (地域乳幼児サポート事業)	22
特定事業実施報告書 (地域乳幼児サポート事業)	23～24

【参考資料】 市民のつどい概要報告

浜須賀まちのちからニュース (臨時号、第 26 号～第 27 号)

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

浜須賀地区には、浜須賀地区自治会連合会に12の単位自治会があり、自助・共助の組織として、地域住民相互の連帯感、自治意識の向上を図っています。そして、自治会以外の団体も地域課題に専門的に取り組み、地域の中で年間を通して様々な地域活動を行っています。

一方で、急速な少子高齢化や核家族化、それに伴い生活スタイルも多様化してきており、個々の団体だけでは解決できない様々な問題があり、地域の課題はその地域が一体となって解決していかなければいけない必要性が生じてきています。

浜須賀地区においても、地域で起きている身近な問題を地域住民自身の力で解決したいという気運が高まり、浜須賀地区自治会連合会は茅ヶ崎市が提案する新たな地域コミュニティのモデル地区として参画することとしました。そこで、地域活動の拠点施設を管理運営する浜須賀会館管理運営委員会とともに浜須賀地区まちのちから協議会設立準備会を組織し、地域の様々な活動を話し合い、地域の絆づくりを進め、できるだけ多くの住民が地域のまちづくりに関わりを持っていただくことを目的として、各種団体や地域住民が参画し協議をする場である新たな地域のコミュニティ「浜須賀地区まちのちから協議会」を設立することとしました。

認定基準確認表（浜須賀地区まちのちから協議会）

認定基準（条例第2条第2項）		適合状況
(1)	①規約に、「主として活動する区域」を規定しているか。	規約第1条に市長が告示する浜須賀地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。
	②規約に規定した「主として活動する区域」が「市長が定める認定区域」と合致しているか。	市長が告示する区域と規約第1条における協議会の活動区域が合致している。
(2)	①規約に、構成員として「認定区域で活動する自治会」を規定しているか。	規約第5条（1）に「浜須賀地区に属する各単位自治会の代表者」が委員である旨記載あり。（全12自治会中、全自治会が構成員となっている）
	②構成員の一覧を記載した書類により、「認定区域で活動する自治会が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に記載している。
	③認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、各種団体や地域住民と連携・補完し合いながら、コミュニティがその認定区域の全部において公益を増進するための活動を行うことができる体制が、規約や活動計画書等により明確になっているか。 ※認定区域で活動する自治会の全てが構成員になっていない場合は、別紙「連携・補完体制確認表」も併せて提出してください。	該当なし
(3)	①規約に、構成員として「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号で定める団体」を規定しているか。	規約第5条（2）～（4）に規定している。 （2）地域福祉全般に関する代表 ①浜須賀地区社会福祉協議会 ②浜須賀地区民生委員児童委員協議会 （3）スポーツ・健康に関する地域団体の代表 ①浜須賀地区体育振興会 （4）青少年育成に関する地域団体の代表 ①浜須賀小学校区青少年育成推進協議会 ②緑が浜小学校区青少年育成推進協議会 ③浜須賀小学校PTA ④浜須賀中学校保護者会 ※準委員として浜須賀小学校、緑が浜小学校、浜須賀中学校の3校が参加している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「規則第3条第1項各号で定める団体が構成員となっていること」が明確になっているか。	名簿に記載している。

(4)	①規約に、構成員として「公募により選出されるもの」を規定しているか。	規約第5条(11)に規定している。
	②構成員の一覧を記載した書類により、「公募により選出されるものが構成員となっていること」が明確になっているか。 ※不在の場合は、「現在募集中であること」、「今後募集予定であること」が認定に必要となります。	名簿に記載している。
(5)	①規約に、「事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できること」を規定しているか。	規約第10条、第23条～第26条に部会の規定あり。
	②活動計画書等により、「認定区域に住所を有する全ての個人が参加できる事業」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(6)	①規約に、「運営が民主的に行われる仕組み」を規定しているか。	規約第10条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法を規定している。
	②活動計画書等により、「地域住民や事業者等に対し、活動を周知する体制や、意見や要望を聴取する体制が構築されていること」が明確になっているか。	活動計画書に記載している。
(7)	①規約に、「目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項」を規定しているか。	規約第1条に名称及び主として活動する区域、第2条に主たる事務所の所在地、第3条に目的、第7～9条に代表者に関する事項、第10条に会議に関する事項を規定している。
(8)	①規約等から、「営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないこと」が読み取れるか。	別紙「活動計画書」、「活動報告書」のとおり、規約第3条に規定した目的に関する事業のみを行っている。
	②毎年度の活動計画書及び収支予算書から、上記の項目に合致しないことが明確であるか。	活動計画書及び収支予算書で明確になっている。

浜須賀地区まちのちから協議会規約

(名称及び組織)

第1条 この会は、浜須賀地区まちのちから協議会（以下「協議会」という。）と称し、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に規定する市長が告示する浜須賀地区（以下「浜須賀地区」という。）の市民及び地区内で活動する各種団体を組織する。

(所在地)

第2条 協議会の所在地は、浜須賀会館（所在地：茅ヶ崎市松が丘二丁目8番63号）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域における課題解決のため、住みよい地域社会の構築を目指し、浜須賀地区の市民、各種団体及び市が一体となり、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浜須賀地区の市民及び各種団体の共通の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (2) 浜須賀地区の各種団体の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (3) 浜須賀地区の市民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (4) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成し、委員の数は30名以内とする。

- (1) 浜須賀地区に属する単位自治会の代表者
 - (2) 地域福祉全般に関する地域団体の代表
 - (3) スポーツ・健康に関する地域団体の代表
 - (4) 青少年育成に関する地域団体の代表
 - (5) 防犯・安全に関する地域団体の代表
 - (6) 防災に関する地域団体の代表
 - (7) 生活環境に関する地域団体の代表
 - (8) 文化・生涯学習に関する地域団体の代表
 - (9) 地域住民の交流・絆づくりの場を管理運営する地域団体の代表
 - (10) 協議会が推薦する者
 - (11) 公募により認められた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 「公募により認められた者」にあたる委員の任期は、2期までとする。
- 4 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準委員)

第6条 本会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 前項の役員は、総会において、委員の中から選任する。

3 役員手当は、別に定める。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

(1) 会長は、協議会の事務を総括し、協議会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐するとともに協議会の業務を分担する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位によりその職務を代理する。

(3) 会計は、協議会の会計事務を処理する。

(4) 監事は、次の職務を行う

ア 協議会の会計の状況を監査すること

イ 会長、副会長及び会計の業務執行の状況を監査すること。

ウ 前各号により不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び部会とする。

2 会議は、各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会にあたっては委員のうち、運営委員会にあたっては委員及び準委員（以下「委員等」という）のうち、委任状の提出があった者については、出席があったものとみなす。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第11条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

第12条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第1項第4号ウの規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、委員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算に関すること。

- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 委員等の選任及び解任に関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。
- (5) 規約の制定及び改正に関すること。
- (6) その他、第5条に掲げる委員から提案された事項に関すること。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第16条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会の議長は、本会の会長が就く。
- 3 役員会には、役員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(役員会の招集)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(役員会の議決事項)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び運営委員会に付議する事項
- (2) 総会及び運営委員会において議決された事項のうち、協議会全体に係るものの執行に関する事項
- (3) その他総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の構成)

第19条 運営委員会は、委員等をもって構成する。

- 2 運営委員会の議長は、会長が就く。
- 3 運営委員会には、委員等以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(運営委員会の招集)

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会及び役員会に付議すべき事項
- (2) 各部会が協議した事業に関する事項
- (3) 各部会間及び各種団体間の連絡調整
- (4) 各部会員の選任に関する事項
- (5) 総会及び役員会において議決された事項の執行に関する事項
- (6) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (7) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項
- (8) その他、委員等から提案された事項

(運営委員会の議事録)

第22条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員等の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員等も含む。）
- (3) 開催目的、協議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその運営委員会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

（部会の構成）

第23条 委員等の他、運営委員会が選任した部会員で構成する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会の議長は、部会長が就く。

（部会長及び副部会長の任期）

第24条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（部会の招集）

第25条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

（部会の協議事項）

第26条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、役員会に報告する。

- 2 部会名及び所掌する事項は、別に定める。

（事務局）

第27条 協議会に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、浜須賀地区の市民から役員会が推薦し、総会で承認を得た者を置くことができる。

（事務局の所掌事務）

第28条 事務局は、次の事務を司るものとする。

- (1) 会議への出席
- (2) 会議の開催通知書の作成及び送付
- (3) 会議の資料の作成
- (4) 会議の議事録の作成
- (5) 会計事務に伴う資料の作成
- (6) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整
- (7) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

（事業及び会計年度）

第29条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

（経費）

第30条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもってあてる。

（住民等からの意見等の取り扱い）

第31条 会議でだされた意見等のほか、浜須賀地区の市民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第32条 その他、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年3月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月29日から施行する。

令和7年度 浜須賀地区まちのちから協議会名簿

No.	役職	氏名	所属団体	備考
1	会長	金子 芳郎	平和町自治会会長 市まちぢから委員	令和7年度会長就任
2	副会長	岡田 和男	浜須賀自治会会長 市まちぢから委員	令和7年度副会長就任
3	副会長	朝倉 哲男	防犯指導員代表（防犯部会長）	令和7年度副会長就任
4	会計	角田 英子	協議会推薦	
5	監事	織岡 美法子	協議会推薦	
6	監事	松村 浩	公募委員	令和7年度監事就任
7	委員	佐藤 鉄也	松浜自治会会長	令和7年度就任
8	委員	高橋 雄一	三が丘自治会会長	令和7年度就任
9	委員	田中 英一	菱沼南部自治会会長（広報部会ホームページ）	
10	委員	三井 篤	菱沼海岸緑自治会会長	
11	委員	久木田 寛素	菱沼海岸自治会会長	
12	委員	片岡 哲	翠松会自治会会長	
13	委員	梅木 千恵子	松涛会自治会副会長 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会会長	
14	委員	木下 裕義	浜須賀住宅自治会会長	令和7年度就任
15	委員	後藤 陽子	松が丘ハイツ自治会会長	令和7年度就任
16	委員	石川 敦子	オーベル茅ヶ崎ラチエン通り自治会会長	令和7年度就任
17	委員	岡崎 進	防災リーダー代表（防災部会長）	令和7年度就任
18	委員	清水 孝	浜須賀会館管理運営委員会会長	
19	委員	安倍 澄子	浜須賀地区民生委員児童委員協議会会長	
20	委員	大門 則夫	浜須賀地区社会福祉協議会会長	
21	委員	福室 好夫	浜須賀地区体育振興会会長	
22	委員	横田 慎也	環境指導員代表（環境部会長）	
23	委員	堤 優子	浜須賀小学校区青少年育成推進協議会会長	令和7年度就任
24	委員	谷本 みのり	浜須賀中学校学年代表者会	令和7年度就任
	委員	放生 麻利恵	浜須賀中学校学年代表者会	
25	委員	伊藤 豪	浜須賀小学校PTA会長	令和7年度就任
26	委員	大森 伸弥	公募委員	
	準委員	渡邊 哲也	浜須賀小学校 校長	
	準委員	菅野 康一	緑が浜小学校 校長	
	準委員	光野 勝江	地域包括支援センター「あさひ」	

令和7年度事業報告

1 会議等の実施について

(1) 総会、運営委員会、役員会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年4月12日	役員会	(1) 定期総会議案の確認 (2) 役員手当の改正について (3) 部会の確認 (4) 行政からの連絡事項 (5) 諸団体からの分担金
4月26日	総会	(1) 令和6年度事業報告 (2) 令和6年度収支決算 (3) 監査報告 (4) 令和7・8年委員及び役員の選任 (5) 令和7年度事業計画 (6) 令和7年度収支予算
5月10日	役員会	(1) 令和7年度新体制と役割分担 ・役員・委員・部会の確認 ・事業方針・予算役員手当の確認 (2) 市民のつどいの意見募集 (3) 諸団体の分担金 (4) 当面の日程
5月17日	運営委員会	(1) 市民のつどいの開催 (2) まちのちからニュース臨時号 (3) 諸団体の分担金 (4) 部会報告 (5) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 (6) 団体報告
6月14日	役員会	(1) 市民のつどいの開催 (2) 部会連絡事項 (3) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 (4) 諸団体の分担金
7月12日	役員会	(1) 市民のつどいの準備
7月12日	運営委員会 ※書面報告にて開催	(1) 部会報告 (2) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項
9月13日	役員会	(1) 市民のつどいの振り返り (2) 令和8年度特定事業交付金申請 (3) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 ・先進都市視察研修、研修会兼懇親会の出席者募集
9月20日	運営委員会	(1) 市民のつどいの振り返り (2) 令和8年度特定事業交付金申請

		(3) 部会報告 (4) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 ・先進都市視察研修、研修会兼懇親会の出席者募集 (5) 団体報告
10月11日	役員会	(1) 部会連絡事項 (2) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 (3) 浜須賀中学50周年への対応
11月15日	役員会	(1) 市民のつどい開催報告の各戸配布 (2) 防災訓練の実施について (3) 部会報告 (4) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 ・先進都市視察研修参加報告（武蔵野市） (5) 会計の中間報告
11月15日	運営委員会	(1) 市民のつどい開催報告の各戸配布 (2) 防災訓練の実施について (3) 部会報告 (4) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 (5) 団体報告
12月13日	役員会	(1) 次年度のまちのちからニュース臨時号の編集体制 (2) 視察研修会の開催 (3) 部会報告 (4) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 (5) 市地域コミュニティ審議会からの答申
令和8年1月17日	役員会	(1) 視察研修会の開催 (2) 部会報告 (3) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項
1月24日	運営委員会	(1) 視察研修会の開催 (2) 部会報告 (3) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 (4) 市地域コミュニティ審議会からの答申 (5) 自治会・関連団体報告（近況報告と子ども会の状況）
2月21日	役員会	(1) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 (2) 定期総会議案の確認
3月14日	役員会	(1) 部会報告 (2) 定期総会議案の確認
3月21日	運営委員会	(1) 部会報告 (2) 浜須賀地区次年度年間行事と広報紙への掲載 (3) 市まちぢから協議会連絡会連絡事項 (4) 自治会・関連団体報告（近況報告と地域課題）

(2) 自治会長会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和8年1月24日	第1回 自治会長会議	市障害福祉課に対する避難行動要支援者名簿の作成に関する窓口は、地区民生児童委員協議会とし、まちのちから協議会自治会長会と協議し具体的対応を行うことについて話し合いました。

(3) 防災部会 毎月第3（水）19時から自主防災会・防災リーダー中心に開催しました。

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年4月16日	第1回 防災会議	年間計画・津波避難訓練について、DIG訓練の準備
5月18日	DIG訓練	地区の自治会役員対象（参加者23名）
5月21日	第2回 防災会議	DIG反省会・災害時のトイレ問題、防災備品の管理と活用
6月9日、12日、	避難所設営訓練	浜中、浜小各校で避難所打合せ 市主催
6月22日	HUG訓練	自主防災会・防災リーダー
7月16日	第3回 防災会議	HUG反省会
8月8日	避難所開設訓練説明会	7月30日津波避難警報について
8月20日	第4回 防災会議	浜中避難所開設訓練説明会、準備
8月24日	浜中避難所開設訓練	防災リーダー・自治会役員対象
9月17日	第5回 防災会議	避難所開設訓練反省会、津波避難訓練について
10月15日	第6回 防災会議	コミュニティ助成・11月地区防災訓練について
11月8日	津波避難訓練	新ハザードマップでの訓練 市主催
11月19日	第7回 防災会議	防災訓練の最終チェック、事前講習
11月29日	・地区防災訓練（浜小） ・同日防災キャンプ	・参加者193名（自治会・関係者等）。体験訓練と実技訓練、炊き出し・配食訓練。 ・茅ヶ崎トラストチームとの共催で参加者22名。
12月17日	第8回 防災会議	地区防災訓練反省会
令和8年1月21日	第9回 防災会議	来年度の予定・コミュニティ助成・人材育成
2月18日	第10回 防災会議	年間スケジュール、各内容の見直し、個別支援の在り方
3月18日	第11回 防災会議	各課題について、防火水槽等

(4) 広報部会

広報編集会議

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 6月5日	第1回 広報編集会議	編集委員長の選出、広報紙第26号の紙面構成の検討
8月20日	第2回 広報編集会議	広報紙第26号の初稿の校正、次年度の発行計画の確認
10月9日	第3回 広報編集会議	広報紙第27号の紙面構成の検討
12月18日	第4回 広報編集会議	広報紙第27号の初稿の校正 令和8年度の臨時号の発行体制と紙面構成の検討

※各2校については、メールにて確認。

ホームページリニューアル作業会議

まちのちから協議会などの際に浜須賀地区のお知らせやイベントの予定や活動状況を把握し、タイムリーにホームページにアップ。早ければ当日、遅くとも3日以内を目安に掲載し、内容を確認いただき、修正・加筆の依頼があれば、すぐに対応しています。また、スマホでも読みやすいように文章の長さや全体の量に気を付けています。

(5) 環境部会

実施日	会議の名称	主な内容等
令和7年 5月16日	第1回 環境指導員会議	戸別収集

(6) 防犯部会

実施日	会議の名称	主な内容等
通年	防犯指導員総会、キャンペーン、パトロール活動など	13地区と寒川地区が寒川・茅ヶ崎防犯協会に所属、防犯キャンペーン、防犯チラシを配付。青パトで地域の見守り活動実施。
7月&3月	防犯ネットワーク会議	浜須賀地区の通学路の見守り活動を実施

2 事業の実施

(1) すこやか赤ちゃんサポート

概要 浜須賀地区内の乳幼児とその保護者を対象とした支援事業です。毎月第三木曜日の9時30分より120分程度、子育ての悩みや楽しみを共有する場を設け、乳幼児の健全な成長と保護者の悩みの解消を目的とし、地域住民同士の顔の見える関係づくりに取り組みました。

参加者 年間合計 保護者 120人 赤ちゃん140人 スタッフ106人 保健師24人
月平均合計 保護者10人 赤ちゃん11.6人 スタッフ8.8人 保健師2人

その他 広報や回覧にて事業の案内とあわせて随時参加の呼びかけを行いました。

実施日	主な内容等
4月17日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：5月に向けて兜づくり
5月15日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：おもちゃ作り（ガラガラ）
6月19日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：7月に向けて七夕づくり
7月17日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：風鈴づくり
8月21日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・ヨガ講師による産後ケアヨガ体験
9月18日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：敬老の日のための作品
10月 9日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：ハロインに関するモノづくり
11月20日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：クリスマス作品
12月18日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：絵馬作り
令和8年 1月15日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：おもちゃづくり
2月29日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：お雛様づくり
3月19日	読み聞かせ絵本・赤ちゃん手遊び・制作：歌詞カードづくり

(2) 広報「浜須賀まちのちからニュース」発行事業

概要 地域住民に「当事者として地域のことを考えてもらう」ためのきっかけづくりとして、まちのちから協議会、自治会・各団体の活動紹介など、浜須賀地区のさまざまな情報を掲載した広報紙を発行し情報発信を行いました。

発行物

号数	発行日	特集記事
臨時号	令和7年6月1日発行	まちのちから概要と挨拶・地区イベントカレンダー
第26号	令和7年9月15日発行	自治会・まちのちから協議会
第27号	令和8年2月1日発行	防災特集 浜須賀版防災マップ

※5,500部作成 各戸配布

(3) 市民のつどい開催

概要 「交通安全・自転車マナー」をテーマに浜須賀会館の目安箱で意見募集の上開催しました。意見に関連した講話を警察からいただき、意見交換を行いました。その他の意見については、市から回答を当日紹介して配付資料としました。終了後は、開催報告の広報紙を作成の上戸別配布し、自転車ルールの啓発に努めました。

実施日 令和7年7月12日(土)

場所 浜須賀会館 2階第1・2集会室

参加者 地域住民40人 行政9人

(4) 浜須賀会館まつりに参加

概要 「浜須賀会館まつり」にて防犯に関するパネル展示を行いました。

実施日 10月18日(土)～19日(日)

場所 浜須賀会館 ラウンジ

(5) 施設見学研修会

概要 地区の環境美化や環境問題を理解する一助とするため、環境事業センターの職員より講義を受け、施設内を見学しました。また、市博物館では、「えぼし岩調査隊～どんな生き物が住んでいるの?～」の展示等を見学し、茅ヶ崎の環境について学びました。研修を通じて、運営委員間の親睦を深め、意見交換を行うことができました。

実施日 1月27日(火)

場所 茅ヶ崎市環境事業センター 茅ヶ崎市博物館

参加者 11人

令和7年度 浜須賀地区まちのちから協議会収支決算

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金	985,785	845,985	運営費等助成 250,000
			特定事業助成金①（広報紙発行事業） 335,785
			特定事業助成金②（赤ちゃんサポート事業） 220,000
			地区防災訓練補助金 40,200
繰入金	99,000	71,730	各自治会防災訓練参加費 13,900
			各自治会分担金 52,330
			研修会参加費 5,500
その他	0	0	利息
繰越金	273,358	273,358	前年度からの繰越金
合 計	1,358,143	1,191,073	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	市補助充当額	内 訳	
運営費	事務消耗品費	7,000	1,443	1,443	電池1,443
	会議費	40,000	34,680	4,269	会議資料コピー代等4,269、お茶・昼食代30,411
	役員手当	100,000	100,000	100,000	会長、副会長2名、会計へ各20,000 監事（令和7年度委員）2名へ各10,000
	事業費	174,000	63,979	35,695	広報紙（市民のつどい報告）35,695 お茶・昼食代28,284
	負担金	33,000	27,000	0	まちぢから協議会連絡会等
	その他	0	20,000	0	祝金10,000、監事（令和6年度委員）2名御礼各5,000
	市への返還金	0	108,593	-	
小計	354,000	355,695	141,407		
特定事業費①（広報）	委託料	312,785	312,785	312,785	印刷委託（仕分け作業含む） 年間16,500部 臨時号 5,500部（各戸配布）A4・2頁 （税込47,795） 第26号 5,500部（各戸配布）A3・4頁 第27号 5,500部（各戸配布）A3・4頁 （税込132,495）
	予備費	23,000	0	0	
	市への返還金	0	23,000	-	
小計	335,785	335,785	312,785		
特定事業費②（赤ちゃん）	報償費	144,000	109,000	109,000	・サポーター活動費106,000（サポーター1人1回参加ごとに1,000） ・ヨガ講師代3,000
	物品費	66,000	73,167	73,167	・事業費 45,395（紙類、文房具、玩具材料費等） ・飲食費 22,194（熱中症対策、イベント用） ・事務費 5,578（印刷代）
	予備費	10,000	0	0	
	市への返還金	0	37,833	-	
小計	220,000	220,000	182,167		
防災訓練事業費	事務消耗品費	240,000	76,810	40,200	プロパン、豚汁用お椀、コピー代、雑巾、洗剤等53,674 （うち、13,474は分担金） お茶代23,136
小計	240,000	76,810	40,200		
繰越金	208,358	202,783	-		
合 計	1,358,143	1,191,073	676,559		

当該年度の活動計画書及び収支予算書

令和8年度事業計画

【浜須賀地区まちのちから協議会について】

浜須賀地区は、他地区と比べると住宅用地の割合が高く、昔から住む地域住民が多いことから、自治会加入率 84.20%（市全体 70.49%※R7）と市内において最も高い地域です。

本協議会は、他地区に先駆けてモデル地区として設立し、名称も唯一の「まちのちから」協議会として取組を進めています。

12の自治会と各種団体、推薦委員・公募委員の26名により構成され、準委員として地区内の小中学校及び地域包括支援センターを加え、地域全体で情報共有を図っています。

会議の開催のほか、防災、環境、防犯を中心に次の取組みを行っていきます。

1 広報・情報発信の強化

「浜須賀地区の一員である」という当事者意識、「住んでいて良かった」と地域を大切にすることを持続していただくためにも、誰もが参加出来る組織の透明性、活動の民主性を高めるため、協議会の活動紹介や取り組み状況など、浜須賀地区に関するさまざまな情報発信を行います。

(1) 広報「浜須賀まちのちからニュース」発行事業 年3回発行 フルカラー版

臨時号 6/1（全戸配布。5,500部）A4版、4頁

第28号 9/1（全戸配布。5,500部）A3版、4頁

第29号 2/1（全戸配布。5,500部）A3版、4頁

※広報編集委員＝会長、副会長、会計、自治会長会代表、その他委員会で承認された方。

※発行については、状況によって変更となる可能性があります。

(2) ホームページ関連

茅ヶ崎市まちのちから協議会連絡会が開設するホームページ内に、浜須賀地区まちのちから協議会として、これまで発行してきた広報紙を掲載するなど、内容の充実に努めます。

2 視察研修の実施

実施日時 未定 防災センター、環境事業センターなど

3 市民のつどい開催

実施日時 7月11日（土）予定

テーマ 浜須賀会館の目安箱等で地域課題に関する意見を募り、行政と懇談会を行います。テーマ・日時は、状況によって変更の可能性があります。

4 地区防災訓練の実施

実施時期 11月の土曜日 浜須賀中学校（予定）

学校における防災資器材の設置に関する訓練を、人数を限定して行います。

実施体制や詳細な内容は、防災部会及び関係部署と協議のうえ進めます。

6 すこやか赤ちゃんサポート事業

絵本の開き読み、各種制作、健康づくり事業など、乳幼児とその保護者を対象とした支援事業を実施します（年に12回実施。1回あたり120分間）。子育ての悩みや楽しみなどを共有する場を設けることにより乳幼児の健やかな成長と保護者の悩みの解消、地域内の支え合いを通じた住民同士の顔の見える関係づくり、子育て中の保護者の孤独予防、地域活動における担い手の発掘などに取り組みます。

事業内容

- ・絵本の開き読み ・手遊び ・お話しタイム ・健康アドバイス ・ボールプール・おもちゃ
- ・制作（かぶと、アルバム、手形、七夕飾り、クリスマスツリー、メッセージ、お雛様など）
- ・健康づくり関連（エアコン予防、乾燥予防、汗予防対策、インフルエンザ予防、離乳食について、水分の与え方についてなど）

7 自治会長会

浜須賀地区内の12の自治会長で構成されている。自治会長同士の親睦を図り、情報交換をしながら地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに取り組みます。

実施時期 適宜（概ね四半期毎）

8 環境部会

地域内における環境美化に関する取り組みを推進していくため、環境指導員により構成する組織を設置し、協議や意見交換などの取り組みを行います。

具体的な実施時期及び実施体制については、部会と市関連部署と協議して進めます。

実施時期 適宜

9 防災部会

地域防災力の向上を目的として、各自治会の防災リーダーにより構成される組織を設置し、防災活動に関する意見交換及び防災対策に関する協議を行います。

実施時期 定例部会 毎月第3水曜日 各種訓練及び体験訓練は必要に応じて実施します。

※隣地域の日程調整により若干の変更の可能性があります。

- 4月 役員紹介・引き継ぎ期間（部会は原則休み、または防災リーダーへの声掛け）
- 5月 新旧役員・自治会長を交えた訓練、DIG（災害図上訓練）の検討
- 6月 訓練の反省会、HUG（避難所運営ゲーム）の打ち合わせ
- 7月 HUG 訓練の実施、防災リーダーフォローアップ研修
- 8月 防災キャンプ（予定）
- 9月 秋の防災訓練の組み立て・準備
- 10月 秋の防災訓練の組み立て・準備
- 11月 津波避難訓練（市主催）、地区防災訓練（11月末予定）
- 12月 地区防災訓練の反省会及び津波避難訓練反省会

※ 避難所開設・運営訓練（松浪地区と連携での実施を検討）

10 防犯部会

地区防犯について、年々増加する特殊サギ被害から身を守るため、12自治会に防犯指導員を配置して対応します。防犯連絡所の情報を速やかに警察署、防犯協会、茅ヶ崎市関係部局と連携し被害を未然に防止するために防犯力を高めます。

また小学校通学路の見守りパトロールについて、PTAを始め地区の関係団体全てが、随時参加する事で地区防犯力を高めていきます。

実施時期 適宜

令和8年4月25日時点

令和8年度 浜須賀地区まちのちから協議会 会議予定一覧

会議名	日付	曜日	時間	部屋名
役員会	令和8年4月11日	土	10:00~12:00	会議室
定期総会	令和8年4月25日	土	15:00~17:00	第1・2集会室
役員会	令和8年5月16日	土	10:00~12:00	会議室
運営委員会	令和8年5月23日	土	13:30~15:30	第1・2集会室
役員会	令和8年6月13日	土	10:00~12:00	会議室
役員会	令和8年7月11日	土	10:00~12:00	会議室
市民のつどい	令和8年7月11日	土	10:00~17:00	第1・2集会室
運営委員会	令和8年7月18日	土	13:30~15:30	第1・2集会室
役員会	令和8年8月8日	土	10:00~12:00	会議室
役員会	令和8年9月12日	土	10:00~12:00	第2集会室
運営委員会	令和8年9月19日	土	13:30~15:30	第1・2集会室
役員会	令和8年10月24日	土	10:00~12:00	会議室
役員会	令和8年11月14日	土	10:00~12:00	会議室
運営委員会	令和8年11月21日	土	13:30~15:30	第1・2集会室
役員会	令和8年12月12日	土	10:00~12:00	会議室
役員会	令和9年1月16日	土	10:00~12:00	会議室
運営委員会	令和9年1月23日	土	13:30~15:30	第1・2集会室
役員会	令和9年2月13日	土	10:00~12:00	会議室
役員会	令和9年3月13日	土	10:00~12:00	会議室
運営委員会	令和9年3月13日	土	13:30~15:30	第1・2集会室

令和8年度 浜須賀地区まちなちから協議会収支予算

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	内 訳
補助金	893,785	運営費等助成金 250,000 特定事業助成金①(広報紙発行事業) 335,785 特定事業助成金②(赤ちゃんサポート事業) 220,000 地区防災訓練補助金 88,000
繰入金	99,000	各自治会防災訓練参加費 23,000 各自治会分担金 52,000 研修会参加費 24,000
繰越金	202,783	前年度からの繰越金 202,783
合 計	1,195,568	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	内 訳
運営費	事務消耗品費	7,000 事務用品
	会議費	40,000 コピー、印刷、郵送料、お茶代
	役員手当	100,000 会長・副会長・会計、監事
	事業費	109,000 視察研修、市民集会
	負担金	33,000 まちなちから協議会連絡会等
小計	289,000	
特定事業費①(広報)	委託料	335,785 印刷委託(仕分け作業含む) 年間16,500部 臨時号=5,500部A4 2頁 (税込47,795) 第24号=5,500部A3・4頁 (税込132,495円) 第25号=5,500部A3・4頁 (税込132,495円) 予備費 (23,000円)
	小計	335,785
特定事業費②(赤ちゃん)	報償費	144,000 サポーター活動費 事業12回×12人×1,000円
	物品費	66,000 ・事業費 5,000円/月(12か月分=60,000円) ・衛生費 3,000円 ・事務費 3,000円 ・予備費 10,000円
	予備費	10,000
小計	220,000	
防災訓練事業費	事業費	148,000 ・防災訓練に必要な消耗品及び資機材の整備 ・自己負担金 60,000円
	小計	148,000
予備費	202,783	
合 計	1,195,568	

特定事業の概要（浜須賀地区・広報「浜須賀まちのちから」発行事業）

まちづくりにおいて住民の参加を促すには、まずは協議会活動に興味をもってもらうことが重要であり、まちのちから協議会をはじめとする様々な地域活動を知ってもらう必要があるため、広報活動に積極的に取り組むこととした。

多角的な視点での紙面づくりを行うため、広報編集会議を設置し、令和8年3月までに全27号を発行している。

令和7年度からは臨時号を発行し、一年間スケジュールを予め掲載することで、地域行事の周知・参加促進を図っている。

また各号目的意識を持ったテーマ性のある紙面づくりが行われている。

（1）事業の概要

◆事業概要

住民に「当事者として地域のことを考えてもらう」ためのきっかけづくりとして、浜須賀地区まちのちから協議会の活動紹介や、浜須賀地区の様々な情報を掲載した広報紙を発行し情報発信を行う。

◆事業の内容

・令和7年度発行日及び発行部数

臨時号	=令和7年6月 1日（各戸配布）	5, 500部
第26号	=令和7年9月15日（各戸配布）	5, 500部
第27号	=令和8年 2月1日（各戸配布）	5, 500部

・体裁

A3で4頁（文字の大きさは市広報ちがさきを参考）。臨時号のみA4で2頁 ※両面フルカラ

【実施主体】浜須賀地区まちのちから協議会

【企画・編集】広報編集会議

【印刷】委託

【配布・回覧】浜須賀地区の各自治会、浜須賀会館、地域包括支援センターあさひに配布

（2）事業のねらい

浜須賀地区まちのちから協議会を中心として、様々な情報を継続的に発信することで、少しでも地域活動に興味をもってくれる人が増えること。最終的には本協議会が浜須賀地区のまちづくりにおける中心的な役割を担っていく上で極めて重要となる「担い手の発掘」につながっていくことを期待している。

（3）令和7年度実績

例年どおり、本紙作成にあたっては広報編集会議を組織し、校正作業、スケジュール確認等を行っている。編集委員会では、よりよい紙面構成となるよう編集委員間でアイデアを出し合い、それぞれの特技を生かした役割分担がなされている。その結果、地域活動の様子が伝わる紙面に仕上がりに、大変読み応えがある。

令和7年度は、読者に地域活動の入口として、まずは「自治会に入っていてよかった」、「自治会に入りたい」と思っただけで紙面づくりが心掛けられ、26号（9月発行）は自治会活動の楽しさを、27号（2月発行）は防災を切り口に自治会や自主防災組織の取組みも伝えられた。

また、各団体の地域行事について、それぞれの活動の魅力が伝わるような写真、文章とすることに継続して取り組まれた。

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	浜須賀地区まちのちから協議会の活動紹介や、浜須賀地区のさまざまな情報を掲載した広報紙を発行し情報発信を行った。		
	活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	実施体制	広報編集委員会にて企画 印刷仕分け作業を委託	周知方法	
	参加者数	広報発行対象 約5,500世帯	実施日	臨時号 6月1日発行 第26号 9月1日発行 第27号 2月1日発行
事業の目的や効果は達成できましたか	各自治会の戸別配布協力と浜須賀会館への配架により、地区内の住民が手に取ることができる体制に努めるとともに、幅広い世代へ地域への関心を高めることを達成するため、テーマ、文章や写真を工夫しました。 住民からも広報紙が良かったとの声をいただいています。			
事業を計画的に実施することができましたか	編集会議の開催や校正作業、印刷委託、配布等については計画通り実施することができた。			
予算計画や予算配分は適正でしたか	予定どおり、発行することができ、概ね適正でした。			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	本協議会の定例会において、事業の内容、進捗状況をお伝えし、都度アイデア等を求めました。住民向けには、目安箱の設置により意見を求めています。			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	読み手視点に立った紙面とすることに重点を置いて編集委員が記事作成を行っており、文章、写真、地図編集など、それぞれが特技を活かし、工夫を凝らして活動しています。編集会議では、アイデア出しや意見交換を和気あいあいと楽しい雰囲気の中行っています。			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	読者に地域活動の入口として、まずは「自治会に入っていてよかった」、「自治会に入りたい」と思っただけで紙面づくりを心掛けました。26号（9月発行）は自治会活動の楽しさ、27号（2月発行）は防災を切り口に自治会や自主防災組織の取組みも伝えました。 また、各団体の地域行事について、それぞれの活動の魅力が伝わるような写真、文章とすることに継続して取り組んでいます。 自治会や各団体の活動の意義を伝えるこういった地道な取組みが、やがて地域コミュニティの醸成や担い手の発掘に繋がることを期待しています。			
課題と今後の展望について	若い世代の参加、担い手不足などの課題について、広報の面からもできることを継続して取り組んでいきたいと考えています。 広報紙は速報性に課題がありますが、今年度もホームページで最新のイベント情報のお知らせや実施報告を掲載して情報発信しています。 今後の展望としては、次年度は地域活動の拠点である浜須賀会館の紹介を予定することで、住民間の交流に繋がりたいと考えています。			

収支決算書

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	335,785	335,785	認定コミュニティ特定事業助成金
計	335,785	335,785	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
委託料	312,785	312,785	印刷委託（仕分け作業含む） 臨時号 = 5, 500部（全戸配布）A4・2頁、 （税込47,795円） 第26号=5,500部（全戸配布）A3・4頁、 （税込132,495円） 第27号=5,500部（全戸配布）A3・4頁、 （税込132,495円）
予備費	23,000	0	
市への返還		23,000	
計	335,785	335,785	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来ることが必要です。

特定事業の概要（浜須賀地区・地域乳幼児サポート事業）

浜須賀地区では、市が毎月開催していた乳幼児健康相談が平成24年度より隔月開催となったことに伴い、子育て中の保護者からは、「気軽に集まることができる交流の場」が求められており、浜須賀会館には多くの要望が寄せられていた。

本協議会ではこうした住民ニーズに応えるため、市と協働で企画を練り、平成26年より乳幼児健康相談のサポートを受けながら地域主体で、毎月開催している。

（1）事業の概要

◆事業概要

浜須賀地区において、乳幼児とその保護者を対象とした支援事業を実施する。（年に12回実施。1回あたり120分間）

◆事業の内容

- ・絵本の開き読み ・手遊び ・お話しタイム ・健康アドバイス ・おもちゃ
 - ・製作関連（かぶと、七夕飾り、風鈴、クリスマスツリー、お雛様など毎月季節に合わせた作品づくり）
 - ・健康づくり関連（ヨガ講師による産後ケアヨガ体験、熱中症対策、水分補給、離乳食についてなど）
- ※サポートスタッフで打ち合わせを行いながら、その時季によって事業内容を工夫している。

◆その他

地区内における事業協力者（サポートスタッフ）の発掘、育成

【実施主体】浜須賀地区まちのちから協議会

【事業運営】・浜須賀地区まちのちから協議会委員1名

- ・地区民生委員児童委員協議会より4名（1名協議会代表含む）
- ・茅ヶ崎市より保健師2名 ・ボランティア11名（上記含む）

（広報紙やチラシにて、事業の案内とあわせて随時参加を呼びかけている）

（2）事業のねらい

- ・子育ての悩みや楽しみなどを共有する場を設ける。乳幼児の健やかな成長と保護者の悩みの解消に寄与する。
 - ・地域内の支え合いを通じた浜須賀地区における住民同士の顔の見える関係づくりにつながる。
 - ・子育て中の保護者の孤独予防につながる。
 - ・参加者が、将来的な地域の担い手になる。
 - ・サポートスタッフが多くなることで、地域の担い手の発掘に繋がる。
- （本事業のほか、地域内の様々な活動に目を向けてもらえるようになる）

（3）令和7年度実績

参加者間や地域の先輩であるスタッフ参加者の間で、子育ての悩みや地域情報を和やかに話ができる環境を整えられている。

また、保護者を応援できることがスタッフにとってもやりがいに繋がっている。

参加者とのコミュニケーションを通じた意見徴収や、スタッフ間での話し合いなどを行う事業運営がなされている。

事業実施報告書

事業の実施内容	活動内容	浜須賀会館大広間にて、乳幼児とその保護者を対象とした各種支援事業（悩み相談、手遊び、読み開き、お話しタイムなど）を実施。		
	活動期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・浜須賀地区まちのちから協議会委員1名 ・地区民生委員児童委員協議会より4名 ・茅ヶ崎市より保健師2名 ・ボランティア11名 	周知方法	<p>広報「浜須賀まちのちからニュース」の臨時号で地域全体に毎月の日程をお知らせしました。半期ごとの予定表を配布し、声掛け運動も行っています。</p>
	参加者数	<p>親子 260人 スタッフ106人 保健師 24人</p>	実施日	別紙「令和7年度すこやか赤ちゃんサポート報告」のとおり
事業の目的や効果は達成できましたか	<p>初めての子育てを担う親のサポートを第一に考え、不安や悩み、大変さを親同士が話し合える空間を提供したいと考えています。相談できる地域のスタッフや頼りになる保健師さんの協力を得て、安心して話ができる環境を整えています。参加者からも「幸せな場だった」、「子育てが楽しいと思えた」との声をいただきました。市との連携で乳幼児健康相談も年4回同じ会場で実施され、身近な地域で健康相談と親子がリラックスできる環境を作れています。</p>			
事業を計画的に実施することができましたか	<p>計画通り実施することができました。読み聞かせ、受付等スタッフで役割分担の上当日の運営を行っています。</p>			
予算計画や予算配分は適正でしたか	<p>予算内で事業を実施できました。浜須賀地区内での出生数減に伴い、他地区からの参加者もあったものの、参加者が当初より少なくなったため、サポーター活動費については当初見込みより減額となりました。</p>			
事業の対象者となる地域住民の意見聴取に努めましたか	<p>事業実施にあたり、毎回事業終了後には振り返りと次回の打ち合わせ等を行い、注意する点など話し合っており、保健師からの貴重な情報提供もあり、連携を密に事業を実施いたしました。参加者とコミュニケーションを図りながら意見聴取に努めております。</p>			
一緒に活動するメンバーはやりがいを感じていましたか	<p>子育ての経験者として保護者を応援できることにスタッフはやりがいを感じています。また、保護者に「参加して良かった」と感じただけできるよう、スタッフ一同配慮や工夫して活動しています。運営においては、各スタッフが主体的に取り組めるよう心がけています。</p>			
事業の実施によって地域コミュニティの醸成や新たな担い手の発掘につながりましたか	<p>民生委員のスタッフもいるなど地域全体へこの活動が広がりをみせています。担い手の発掘や育成は、今後の大きな課題であることから、本事業を通じ引き続き地域の輪を広げていきたいと考えております。</p>			
課題と今後の展望について	<p>まずはこの事業が継続していけるよう、安定した事業運営に努めていきたい。また、そのためには次世代へ運営を引き継ぐ必要もあることから、引き続き担い手の発掘にも力を入れていきたいと考えています。</p>			

収支決算書

(単位：円)

収入

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
補助金	220,000	220,000	認定コミュニティ特定事業助成金
計	220,000	220,000	

支出

科 目	予 算 額	決 算 額	内 訳
報償費	144,000	109,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポーター活動費 1,000円／106回 ・ ヨガ講師謝礼 3,000円
物品費	66,000	73,167	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 45,395円(文房具、色紙、ビーズ、シール等材料) ・ 事務費 5,578円 (印刷・コピー、封筒) ・ 飲食費 22,194円 (熱中症対策の飲み物代10,740円 イベントにて活用するお菓子・果物代11,454円)
予備費	10,000	0	
市への返還		37,833	
計	220,000	220,000	

令和7年(2025年)7月12日(土)13:30~15:30 浜須賀会館で開催しました。
目安箱で交通安全・自転車マナー、防災について意見募集の結果、自転車の取締りに意見も見られたことから、市長、市幹部6人のほかに、今年は茅ヶ崎警察署から2人の講師をお迎えしました。
地域の皆さん40人と来年4月から改正される自転車交通ルールを中心に、意見交換を行いました。
当日基調報告資料は、浜須賀会館ロビー低層ロッカ-「まちのちから」庫から入手可能です。

茅ヶ崎警察署の基調報告

現在の自転車の取締り状況

○斜め横断、一時不停止等を見かけるとのことですが、自転車の運転手にも安全運転や安全確認の義務はあります。青切符制度開始前で警告カードを交付しています。悪質・危険な交通違反には赤切符を出すこともあります。



自転車の走行ルール

○普通自転車歩道通行可の標識がある場合、自転車は運転手の年齢を問わず歩道を走れます。歩道は歩行者優先であり、「歩道の車道側をゆっくり走る」ルールがあります。歩道は車道側を相互通行できます。鉄砲道の車道に自転車通行帯があり、自転車の数が多く、歩道の通行量が増えると危ないので、車道も安全に走れるようにしています。自転車の通行は車道の左側が原則で、歩道は例外です。二重線の歩行者専用路側帯は内側走行不可です。

自転車関連の法改正について

○スマホをいじりながらの注視・通話運転、酒気帯び運転とその帮(ほう)助は去年罰則が強化され、現在は拘禁刑や罰金です。
○反則通告制度は16歳以上が対象で、ながらスマホ12000円赤色等信号無視や車道右側通行6000円、一時不停止5000円。
○取締りは、指導警告、悪質危険な行為は刑事手続き、また、反則行為は反則通告制度になります。
○一定の危険行為をして、事故や青切符を3年間で2回以上した場合は、反則金等とは別に自転車運転者講習の受講命令が出て、講習料6150円を払って3時間の講習になります。一時不停止も危険行為で青切符対象です。
○自転車での飲酒運転も取締りの対象で、自転車等で転んで自分で対処中に、通りがかりの人が救急車を呼び、消防からの警察へ届け出義務により発覚することもあります。
○50ccのバイクの生産終了で、原付免許で運転できるのは、最高出力4.0kW以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車。この新基準原付は、白色のナンバープレートがついています。特有のルール、交差点での二段階右折や、制限速度が30km/h、片側二車線の道路では左側の車線を走行するなど、は全く変わりません。

当日の質疑応答

Q 飲み会の席に自転車で来た人が、自転車は乗らないで押して帰ると言う。本当に自転車を押して帰ったが、実際は途中で自転車に乗っていたとしたら、周囲の人も、酒気帯び運転の帮(ほう)助になりますか？

A ケースバイケースですが、どの程度「この人は飲酒運転するのではないか」と思っていたか検証する可能性があります。周囲には「タイヤとお酒は分けましょう」と言ってください。



Q 罰金と反則金の違いは？

A 罰金刑は刑罰、小額でも前科がつきます。反則金は、反則金を納めれば刑事裁判などの手続きを免除する制度であり、罰金と異なり反則金を納めれば前科にはなりません。

Q 電動アシスト付き自転車は、主に前後に子どもを乗せ歩道を走り、スピードが出ています。加害者になると思いますし、乗せている子どもも危ない思いをします。また、夜間そのライトは歩行者にとって非常に眩しいです。高齢者が歩道ではなく車道を走っているが、高校生が歩道を走っています。高校生向けの講習会も期待して見守りたい。

A 子どもを乗せた状態で自転車事故を起こす人もいて、共通の課題と認識しています。自転車事故防止として総合的な対策をすべく、今後の参考にします。

Q 鉄砲道東海岸北五丁目交差点は交通量が増え、歩行者が赤信号になっても渡るため、車が右折できず赤信号になって曲がり、直進車が見越して赤信号でも走ります。信号機の見直し調整など、できないですか。

A 信号のサイクルは交通実態と他の信号機との兼ね合いなどで設定されます。交通状況が実態と合わなくなった場合の見直しは随時進めています。お気づきの常に危ない場所があれば、実際にその時間帯を調査した上で必要があれば調整等も行っていきます。

Q ある日、学園通りと鉄砲道の平和学園前交差点で車線中央寄りを走る若者が、車と同じように右折した。良いのか？

A 車と違い、二段階で曲がります。信号がなくとも同じです。

Q 参加者質問 O 参加者意見 A 警察回答

A 茅ヶ崎市くらし安心部回答

○ 自転車は手軽に乗れるが、乗る時は自動車運転と同じ位の配慮が必要ですが、自転車は好き勝手走っている印象があります。自転車も乗れば車の仲間入りという意識の人が少なく、啓発が必要だと思います。看板を立てるなど、自治会でも何かできれば良いと思います。

Q 東海岸北五丁目交差点は右折矢印信号があります。交差点で右折矢印信号を設置する際、道路幅等などの基準はありますか？

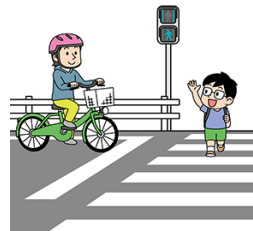
A 車が待機できる車線がある場合のみ設置できます。上下線で道路幅員が違うことで、待機スペースが片側しかない場合、上下線で片側だけ矢印信号があることもあります。大抵時差式で制御しているので信号に従って下さい。

Q 70歳以上は自転車で歩道を通行できるとか年齢制限がありますが、警察はどのように確認しますか。歩道を走る場合、左側の車道にある自転車専用通行帯に危険を感じます。歩道走行が安全だが、その際は左側通行ですか？

A 歩道を走るときは右側左側を問わず車道側をゆっくり走るのが決まりです。相互通行になりますので、対向からも自転車が来るので危ないです。交通安全の教則では、自分が左によけ相手を右に見てよめましょうとしています。年齢チェックより、決まりを守ろうとお伝えしています。

Q 交差点の自転車停止位置について、車道や自転車専用レーンでは停止線で止まり、歩道走行は歩道先端で止まります。車道を走る自転車が交差点手前で歩道に入り、歩道の先端まで行くのを見かけますが、いいのですか？

A 歩道走行ができる70歳以上の方という前提でお話するとして、自転車が車道から歩道に上がることは問題なく、その方法が安全な交差点はありません。車道であれば車の停止線で止まり、歩道であれば、歩道の際は歩行者同様危ないので一歩下がってください。歩行者と同じ基準の停止となります。



Q 神奈中バスが大幅減便で、自転車に乗る人が増えると見込まれ、今日のお話しはとても貴重ですが、来場者にしか知られない。どのように広めていきますか。パンフレットは出ていますか。

A 県の交通安全担当課から自転車ルールブック冊子が出ていて、警察署と市役所(安全対策課)にあります。

また、講習会を茅ヶ崎市交通安全対策協議会と共催しています。ルールは教育が大切です。今年度は、3年生と5年生、特に5年生は実車と座学で2時限の講習を行っています。講習教育が届かない対象への周知については、自治会未加入者にどう情報を届けるか苦慮しています。車の免許保持者は更新時等で法改正に触れますが、免許を持たない人にどう伝えるか。「自治会」や「まちのちから」の協力が助かります。

自転車ルールブック
神奈川県・神奈川県警察



○ 目安箱の意見で、こどもの自転車マナーを学校、先生に指導して欲しいと意見がありました。本来、それは親の役目ですが、親が理解していないから、子にしっかり教えられないのが原因だと思います。こども向けの交通安全教室に親も参加できるようにしたいと思います。

また、どこでも渡る、斜め横断するなど、マナーの悪い高齢者も多いと思います。

啓発を学校任せにするのではなく、親や高齢者をどう巻き込むかをポイントとしていただきたいと思います。

A 保育園、幼稚園の交通安全教室で、保護者の参加も呼びかけていて、小学校も同様です。小3、小5の自転車教室のほか、小1向けに歩行教室も行っています。認識は同じで、保護者にも来てもらえるような機会を設けたら良いと考えます。大人がルール守って見本を示さなければと思います。

○ 登校時、同行保護者と子の並走や保護者同士の並走も多いです。学校の交通安全教室に保護者を呼ぶ際、働いている人も多いので、計画的に人を呼べるようにお知らせしていくのがいいと思います。

○ 小学生から高校生まで、警察や学校が講習を行いありがたい。電動アシスト付き自転車は前後に子に乗せ信号無視して左折するなど、危ない。購入時に講習を義務化した方がいいのではないか。

○ 売る側の責任があり、売る側が指導してほしいです。



Q 自転車は乗ったまま横断歩道の通行ができますか？横断歩道は自転車を降りて通行するというのではなかったですか？

A 横断歩道は歩道と繋がっているの、歩道を走っている自転車はそのまま横断歩道を渡ることができます。ただし、歩行者がいる場合は降りて押して通行してください。

Q 辻堂西海岸の大型スーパー前は、かなり前からスクランブル交差点です。歩行者が多い中、自転車を乗って渡る人がいます。また、スクランブル交差点では車用信号で渡人もいますが、正しいですか？

A 自転車は、スクランブル交差点で車道を走った場合は車両用信号、歩道を走った場合は歩行者用信号です。

横断歩道は「歩道」なので、歩行者が安全に渡るための場所です。「車両」である自転車は歩行者を最優先、歩行者の通行を妨げてはいけません。自転車に乗って横断歩道を通りたいなら、歩行者が捌けるのを待つて通行します。歩行者を押しのけたり、ジグザグ走行をしてぶつかり

そうになったりは良くない。お互いが怖い思いをしない通り方をしてください。



浜須賀まちのちからニューズ

臨時号

2025
6

浜須賀地区まちのちから協議会って？



より良い浜須賀地区のためにそれぞれの垣根を越えてみんなで協議し、課題解決に向けた取り組みを行います。

12自治会

- 自治会長会
- 防災部会
- 環境部会
- 防犯部会
- 広報部会



各種団体

- 社会福祉協議会 **サポートはますか**
- 民生委員児童委員協議会 **体育振興会**
- 浜小学区青少年育成推進協議会
- 緑小学区青少年育成推進協議会
- 浜須賀小学校・緑が浜小学校・浜須賀中学校
- 浜須賀中学校学年代表者会
- 浜須賀小学校 PTA
- 浜須賀会館 **包括支援センターあさひ**

ひばりが丘 (除く:松浪地区ひばりが丘自治会)、旭が丘、松が丘、菱沼海岸、白浜町、平和町、浜須賀の7町が浜須賀地区です。12自治会区域に区分されます。地区内の全世帯や地区内で学ぶ人、働く人が、地区イベントや防災・防犯・環境部会などに参加出来ます。

浜須賀地区まちのちから協議会 会長

金子芳郎

浜須賀地区まちのちから協議会の会長を拝命いたしました金子芳郎と申します。

私は、茅ヶ崎に移り住んでから、菱沼海岸に10年間、そして平和町に現在まで25年間、通算35年間浜須賀地区に居住しております。そして、現在は平和町自治会長を令和4年度より務めさせていただきます。

自治会長を務める中で、地域の連帯の重要性を感じてまいりました。現在、浜須賀地区まちのちから協議会を中心に、福祉、体育などの各方面を各団体と茅ヶ崎市の協力によって、すばらしい連携体制がとられています。この体制のもと、大切な温かい地域コミュニティを未来に向かってさらに発展させていくために、皆様と共に力を合わせて取り組んでまいりたいと思います。

私の目標は浜須賀地区の魅力を引き出し、地域の発展に寄与することです。福祉、環境、そして防災の分野において、皆様のご意見を尊重し、協力し合いながら進めていく所存です。

地域の未来を担う皆様と共に協議会の活動を通じて、よりよい浜須賀地区を築いていこうと思っております。

皆様のご理解とご協力を賜りながら、この新しい役割を果たすべく頑張っておりますので、よろしく願います。

浜須賀地区まちのちから協議会 副会長

岡田和男

浜須賀自治会の会長を昨年度から務め、本年度で2年目となり、やっとその運営と役割がわかってきました。浜須賀地区「まちのちから協議会」には12の自治会がありますが、それぞれ運営方法が異なり、一長一短あることを知りました。

「まちのちから協議会」には地区の民児協、社協、体育振興会、学校関係等専門の方々に加え、防災部会、環境部会、また市の行政指導や接点が多くあり、人材と情報が集まります。その総合力を持って各自治会の個性を尊重し、その長所を活かした、誰でも効率よく負担の少ない自治会の運営ができるよう、名の通りその「ちから」となるべく微力ながら努力したいと思えます。

浜須賀地区まちのちから協議会 副会長

朝倉哲男

2021年4月〜4年間、会長を務めました。皆様の御協力によって誰もが参加出来る「浜須賀地区まちのちから協議会」に変わりました。指定地域共同活動団体として浜須賀地区コミュニティセンターのリニューアルが期待されています。住んでいる全ての方から自治会が必要と思っていたためにも、新役員のひとりとしてサポートが出来たら幸いです。

令和7年度 浜須賀地区イベントカレンダー

※日程は今後変更される場合があります。

主催者

- 浜須賀地区まちのちから協議会
- 浜須賀会館管理運営委員会
- ▲ 浜須賀地区体育振興会
- 浜須賀地区社会福祉協議会
- 市

開催場所

浜須賀会館
サポートはますか
その他

毎週

火～土曜日 囲碁 ■
木・土曜日 健康麻雀 ■
月・火・木・金曜日 サポートはますか ●
月・火・木・金曜日 ほっとスペース“いおり” ●

毎月

第1火曜日 ※8月・3月は休み シニアエアロビック教室 ■
第1水曜日 歌体操ねぼし ■
第2水曜日 シニアヨガ教室 ■
第2水曜日 福祉なんでも相談 ●
第2水曜日 ほっとカフェ“庵” ●
第2水曜日 転倒予防教室 ■
第2金曜日 サロンはますか ● ※8月は休み
第3火曜日 ※8月・3月は休み シニアエアロビック教室 ■
第3水曜日 歌体操ねぼし ■
第4水曜日 シニアヨガ教室 ■
第4金曜日 サロンはますか ● ※12月は休み

2025年

6月

7月

8月

9月

6月1日(日)
美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎 ●
※菱沼海岸信号下受付

6月8日(日)
球技大会 ▲ ◎ 浜須賀小学校

6月19日(木)
乳幼児健康相談 ■

6月19日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

6月20日(金)
ふれあい昼食会 ●
・三が丘自治会
・松が丘ハイツ自治会
・菱沼南部自治会
・オーベル茅ヶ崎ラチエン通り自治会

7月12日(土)
市民のつどい ●

7月17日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

夏休み中
はまかん こどものいえ

7月26日(土)
納涼祭 ▲ ◎ 浜須賀小学校

夏休み中
はまかん こどものいえ
(最終日ははまかん こどものいえまつり)

8月3日(日)
みどりの子 緑日・映画会
◎ 緑が浜小学校

8月21日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

9月13日(土)
敬老のつどい (85歳以上) ●

9月18日(木)
乳幼児健康相談 ■

9月18日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

2025年

10月

11月

12月

2026年

1月

2月

3月

10月5日(日)
体育祭 ▲ ◎ 浜須賀小学校

10月9日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

10月12日(日)
体育祭予備日 ▲ ◎ 浜須賀小学校

10月18日(土)・19日(日)
浜須賀会館まつり ■

11月8日(土)
スタンプラリートレジャーハンター

11月21日(金)
ふれあい昼食会 ●
・松浜自治会 ・平和町自治会
・菱沼海岸緑自治会
・菱沼海岸自治会

11月20日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

11月29日(土)
地区防災訓練 ● ◎ 浜須賀小学校

12月18日(木)
乳幼児健康相談 ■

12月18日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

1月12日(月・祝)
高南一周駅伝 ▲ ◎ 柳島

1月15日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

1月16日(金)
ふれあい昼食会 ●
・浜須賀自治会 ・翠松会自治会
・松濤会自治会
・浜須賀住宅自治会

2月19日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

3月19日(木)
乳幼児健康相談 ■

3月19日(木)
すこやか赤ちゃんサポート ●

春休み中
はまかん こどものいえ



楽しい自治会



7月27日の日曜日、平和町自治会で2回目となる「懇親BBQ」が国道134号線浜須賀交差点近くの八大龍王神脇で行われました。当日は猛暑の中でしたが70名の方々が集い、ブロック対抗クイズ大会、ビンゴゲーム、子ども会によるビーサン飛ばしでにぎやかで楽しいひと時を過ごしました。

この「懇親BBQ」は「バーベキューで楽しく交流しましょう」をコンセプトに、コロナ禍以降、実施できなくなった地引網に替えて企画されました。

このように、自治会では楽しく気軽に参加できる親睦イベントを行っています。「次はどんな企画にしよう?」創意工夫と活躍の場にもなっています。



浜須賀小学校区 青少年育成推進協議会

次世代を担う青少年の健全な育成を願って、浜須賀小学校区青少年育成推進協議会は活動しています。「子どもたちの安全」「青少年の豊かな経験」「地域との交流」を活動目標とし、そのためには地区の各団体との連携が必須であると思っています。下校見守り強化日パトロールやチョークアート体験教室などの主催事業の他に、他団体主催イベントの参加も積極的に行っています。今後は中学生以上のボランティア活動の支援も充実させたいです。ご協力よろしくお願いたします。



緑が浜小学校区 青少年育成推進協議会

緑が浜小学校区青少年育成推進協議会では、子どもたちにたくさんの笑顔届けたいとの思いで活動しています。夏には「みどりの子縁日・映画会」秋には「スタンプラリー・トレジャーハンター」や地域パトロールを実施しています。また、放課後の体育館で行われているプラザや、毎週月曜日朝の通学の見守りも協力行事として活動しています。今年も8月3日(日)緑が浜小学校の校庭で「みどりの子縁日・映画会」が行われ、浴衣を着た子どもたちの楽しそうな笑顔があちこちに見られました。夏休みの楽しい思い出のひとつになれた事と思います。



緑が浜小学校

21世紀のスタートと共に創立された本校も、開校25年目を迎えます。全校315名、「よく遊び じっくり学び 正しく選ぶ子」という、学校教育目標を目指し続けています。写真は、登校指導をしてくださる「みどりっこ見守り隊」のみなさんを、1年生を迎える会にご招待した時のものです。

浜須賀小学校PTA

浜小PTAでは、子供たちの安心・安全のための活動に注力して参ります。日々の登下校の見守りにおいては、地域のボランティアの皆様、保護者の皆様に旗振り活動にご協力頂き、この場を借りて感謝申し上げます。本年はPTAの公認キャラクター「ハマスカル」を作り、それをデザインした反射板を全児童に配布致します。登下校にカバン等に付ける事でより安全性が増すだけでなく、「大人がちゃんと見守っている」という心理的安全も提供出来ればと考えております。



浜須賀小学校

本校では、学校教育目標【未来を拓く浜小の子～遊ぶ学ぶ助け合う～】の実現に向けた取り組みの一つとして、授業づくりを中核に据えた「校内研究」の充実を図っています。全体での授業参観及び協議会は年8回。本年度は、研究テーマを「一人残らずじっくり学び、みんなで学ぶよさを実感する姿を目指す(みんなが「分かる・できる・考える」)」に改新し、安全・安心な環境の中で大人も子どもも共感性を持って学び育ち合える学校を目指してまいります。



各団体より寄稿いただきました

地域のような活動を話し合い、地域の絆づくりを進め、できるだけ多くの住民が地域のまちづくりに関わり持っていただくことを目的として、2013年3月9日に設立しました。浜須賀地区内の各自治会や各種団体の代表者、公募委員で構成される運営委員26名と各学校・地域包括支援センターの準委員4名で構成されています。同協議会では、地域の課題共有や解決に向けて、話し合いの場を設けるとともに、各種事業(市民のつどい、地区防災訓練、すこやか赤ちゃんサポート事業、広報紙の発行など)も実施しています。

浜須賀地区まちのちから協議会とは？

公募委員

同協議会では、地区内での公募委員の募集を2年に一度行い、地域住民に開かれた場としています。

部会

防災部会・環境部会・防犯部会・広報部会など各分野の方も活躍中!

自治会

自治会とは住民がお互いに住みよいまちをつくるために自主的に組織された団体です。各自治会ではそれぞれに工夫を凝らした活動が行われるとともに、地域内で行われる各種の行事に参加・協力して地域内のコミュニケーションづくりや、まちづくりに取り組んでいます。

浜須賀地区の12自治会の皆さん



浜須賀地区 民生委員児童委員協議会

浜須賀地区民生委員児童委員協議会(民児協)は、20名の民生・児童委員と2名の主任児童委員、合計22名で構成されています。民生児童委員は、住民からの困りごとへの相談に応じ、高齢者や障がい者、子育て家庭など支援を必要とする方が孤立しないよう、安心して生活できるよう相談・支援、見守り、行政や専門機関へ繋ぎを行っています。また、災害時の避難行動要支援者について、状況把握と見守りを行っています。今後、独居の要支援者について、自治会や防災組織との連携をしていきます。民児協は、今後とも、全年齢層の地域住民の立場に立ち、住んでよかった浜須賀、新しい浜須賀を築いていく一翼を担う所存です。



地域包括支援センターあさひ

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・福祉・健康などの相談に対する公的な窓口です。保健師(経験のある看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャーが連携し、介護予防や権利擁護など多面的に支援します。



浜須賀会館管理運営委員会

浜須賀会館は、開館して42年となります。地域住民の交流と学びの場として親しまれている公共施設です。会議室や和室、大広間を備え、自治会活動やサークル、講座、地域イベントなど幅広い用途で利用されています。利用にあたっては、赤ちゃんから高齢者までが安心・快適に利用できるよう、施設の維持管理や利用調整を行い、地域に根差した運営を行っています。世代を超えた交流とつながりを育んでいます。毎年10月には「浜須賀会館まつり」を開催しており、地域の小・中学校、自治会・各団体と協力し、出店、室内での展示、ステージでのパフォーマンスほか楽しいイベントとなっています。多くの方の来館をお待ちしております。



浜須賀地区体育振興会

浜須賀地区体育振興会は、会長以下役員は12名、内6名はスポーツ推進委員です。その他に協力委員が4名です。また、理事は12名(各自治会会長、副会長)、体育委員は27名(各自治会)です。役員会は年間10回以上、理事会、委員会は年間4回あり、会長はその他に5会合あります。浜須賀地区体育振興会は、球技大会、納涼祭、体育祭、駅伝を主催します。また浜須賀会館まつりでは、焼き鳥等3店舗を手伝います。納涼祭、体育祭、駅伝、会館まつりは、体育委員共々忙しいです。体育委員の方には、大変お世話になっております。



浜須賀地区社会福祉協議会



ボランティアセンター「サポートはますか」の活動も活発で、草取り・剪定・掃除等4～6月の3か月で248件のニーズに対応し、大変喜んでいただいております。

今年度も早折り返し、4月、毎月お楽しみ「サロンはますか」を皮切りに、6月は「ふれあい昼食会」で「笛なま烏帽子」の尺八とオカリナのコラボによる妙なる演奏を楽しんでいただき、9月の「敬老のつどい」で篠笛奏者、狩野泰一氏の心地よい演奏を楽しんでいただきました。



令和7年 球技大会

浜須賀地区体育振興会



振興会主催の球技大会が浜須賀小学校で開催され、今年も体育館でのソフトバレーボールが行われました。午前は女子、午後は男子で、女子は7チーム、36人、男子は5チーム、25人が参加、熱戦が繰り広げられました。女子は、平和町自治会が、1セットも落さず全勝の圧倒的強さで優勝しました。準優勝は浜須賀自治会Aチームでした。

6月8日
(日) 体育

男子は菱沼南部自治会と菱沼海岸自治会が接戦のすえ、昨年に続き菱沼南部自治会が二連覇、初めてソフトバレーに挑戦したという方を含む菱沼海岸自治会が準優勝しました。来年に向けて練習を重ねて更に素晴らしい試合を見せて頂けることを期待します。

女子は、コンビネーションにすぐれ、男子は力強さで勝負をしていたように思います。また、応援団が昨年に比べ寂しかったので、来年は是非応援団にも多数参加していただき試合を盛り上げて下さい。



浜須賀自治会

当自治会は鉄砲道を挟み学園通りの西側に位置し、会員数は約800世帯を擁しています。11の組からなる「組長会議」を開催し、情報共有、意見交換を図っています。防災、ゴミ管理、防犯等の経常的な活動分野に加え、イベント開催、子供会の活動等を行っています。特に防災分野では毎年の防災訓練に加え、防災ボランティア制度の導入、防災井戸の整備等を進めています。今年度の防災訓練においては、クラスター火災を想定した避難訓練を隣接する翠松会自治会、浜須賀住宅自治会と合同で実施し多くの住民の方の参加を頂きました。

生活環境関連では、ゴミボックスの整備、防犯灯の設置等を進めています。イベント分野は過去恒例であった地引網が環境の変化等で難しくなり替わりに柿狩りを実施し、交流親睦を図っています。これからは住民の安心安全を支え、住みやすい地域にすべく注力していきたいと考えています。



市民のつどい

より良い地域にするために



7月12日(土)13時30分より浜須賀会館集会所にて「市民のつどい」が開催されました。

今年度は「交通安全・自転車マナー・防災」をテーマに意見募集を行い、関心が高かった「交通安全・自転車ルール・道路交通法改正」について、市長・副市長・関連部課長・茅ヶ崎警察署交通課長・巡查部長をお招きして意見交換を行いました。特に、来年4月から始まる自転車の交通違反の際に反則金の納付を通告する取り締まりに関して「これは違反になるの?」という参加者の質問は多く、交通ルールについて警察の方から丁寧に説明をしていただきました。

また地区内でも自転車の並走や急な進路変更、電動アシスト自転車のスピード走行の他、危険に感じる場面の意見が挙がり、小学校で行う交通安全教室には保護者も一緒に受講できれば良いなど、交通マナーの向上について改めて考える時間となりました。車の運転者には教習所や免許更新で法改正に触れることもありますが、自転車のみ利用している人にはなかなか行き届かないため「自治会やまちのちから協議会」で出来ることは何か」が今後の課題となりました。

納涼祭

7月26日(土)18時より浜須賀小学校校庭で納涼祭が行われました。暑さは感じるものの風が心地よい夕暮れ時に地域の皆さんが続々と集まりました。会場では焼き鳥、ポップコーン、



フランクフルト、飲み物などの販売がありましたが、中でも駄菓子と当てるくじのコーナーは子どもに大人気で絶えず行列ができていました。フラダンスが始まると自然と皆が吸い寄せられるように見入っていました。薄暗くなる頃には盆踊りが始まります。東京音頭、ドラえもん音頭、茅ヶ崎ふるさと音頭、さらにサザンオールスターズの「盆ギリ恋歌」も加わり、大人も子どもも楽しそうに踊っていました。浴衣姿の人も多く、より夏祭りらしさを感じられたのも良かったです。



20時には恒例のアイス配りがあり、名残り惜しくも終了となりました。地域の皆さんの笑顔がたくさん見られた素敵な納涼祭となりました。

編集後記

▶かつては想像もできなかったような暑さの夏をお過ごしになったことと思いますが、皆さまお変わりありませんか? ようやく朝晩の風に秋の気配が感じられるようになってきました▶浜須賀では、各自治会や多くの委員会が日々、活発に活動を行っています。今号では、そうした取り組みの一

端をご紹介します▶「住んでよかった浜須賀」と感じていただけるような、地域の力が随所に詰まっています。これをきっかけに、皆さまにもぜひ活動の輪に加わっていただければ幸いです。

【広報編集委員】金子芳郎・大森伸弥・伊藤季美・岡田和男・千葉智之・角田英子・横倉知子



浜須賀まちのちからニュース

27号
2026
2

できるはず。今号では、浜須賀の自然とともに生きる知恵、そして一人ひとりができる「防災のチカラ」を一緒に考えます。



江戸時代から怖いものとして代名詞のように挙げられていた言葉ですが、一説によるとオヤジは親父ではなくて、大山風（おやまじ）つまり暴風の事という説もあるようです。

現在の親父が怖いかどうかを別にしても、突発的に起こる（怒る？）災害に対する人間の無力さが表現された言葉だと思えます。そして、茅ヶ崎に住む私たちには、オヤジや暴風もさることながら、津波の怖さについても知っておくべきだと考えました。

潮の香りや夕焼けの空、波の音は、わたしたちの毎日の風景です。けれど、その美しいまちにも、「地震・カミナリ・火事・津波」といういつ起きてもおかしくない自然の力が潜んでいます。

地震が起きたとき、あなたはどこにいますか？

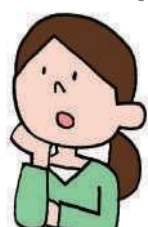
カミナリが鳴ったとき、誰と一緒にいますか？

火事が起きたとき、すぐ動けますか？

そして津波が迫ったとき、逃げる道はわかっていますか？

停電や断水でライフラインが絶たれた時はどうしますか？

災害は突然やってきます。けれど、日ごろの備えと地域のつながりがあれば、その「まさか」の瞬間にも、きっと冷静に行動





地震

地震は、地下のプレートに蓄積された圧力が一気に解放されることで発生する自然現象で、日本では特に発生頻度が高い災害のひとつです。地震発生メカニズムにはふたつが考えられていて、海と陸のプレートがぶつかり合い海底の深い溝で発生する **海溝型地震** と、陸の活断層がずれて発生する **内陸型地震** です。局地的な揺れの激しい内陸型地震に対し、海溝型地震は巨大地震化しやすく二次災害として津波や液状化現象が発生する恐れがあります。

今後の発生が予想されている「南海トラフ地震」は海溝型地震、「首都直下型地震」は内陸型地震です。内陸型地震は震源が浅く、緊急地震速報の鳴る前にいきなり大きな揺れを感じることがあります。また、津波発生があり得る海溝型地震は、ハザードマップ等を確認し、避難経路を意識しておくことが重要です。

地震対策として 日頃からの備えがとても大切!

- 家具の転倒防止対策やガラスの飛散対策をしておく
- 避難経路や避難場所、連絡方法を家族で共有しておく
- 非常用持ち出し袋を備えておく

可能な限り7日分の飲料水や食料、懐中電灯、モバイル・バッテリーなど。特に消費期限のある食料等に関しては、ローリング・ストックとして在庫しておくことをおすすめします。

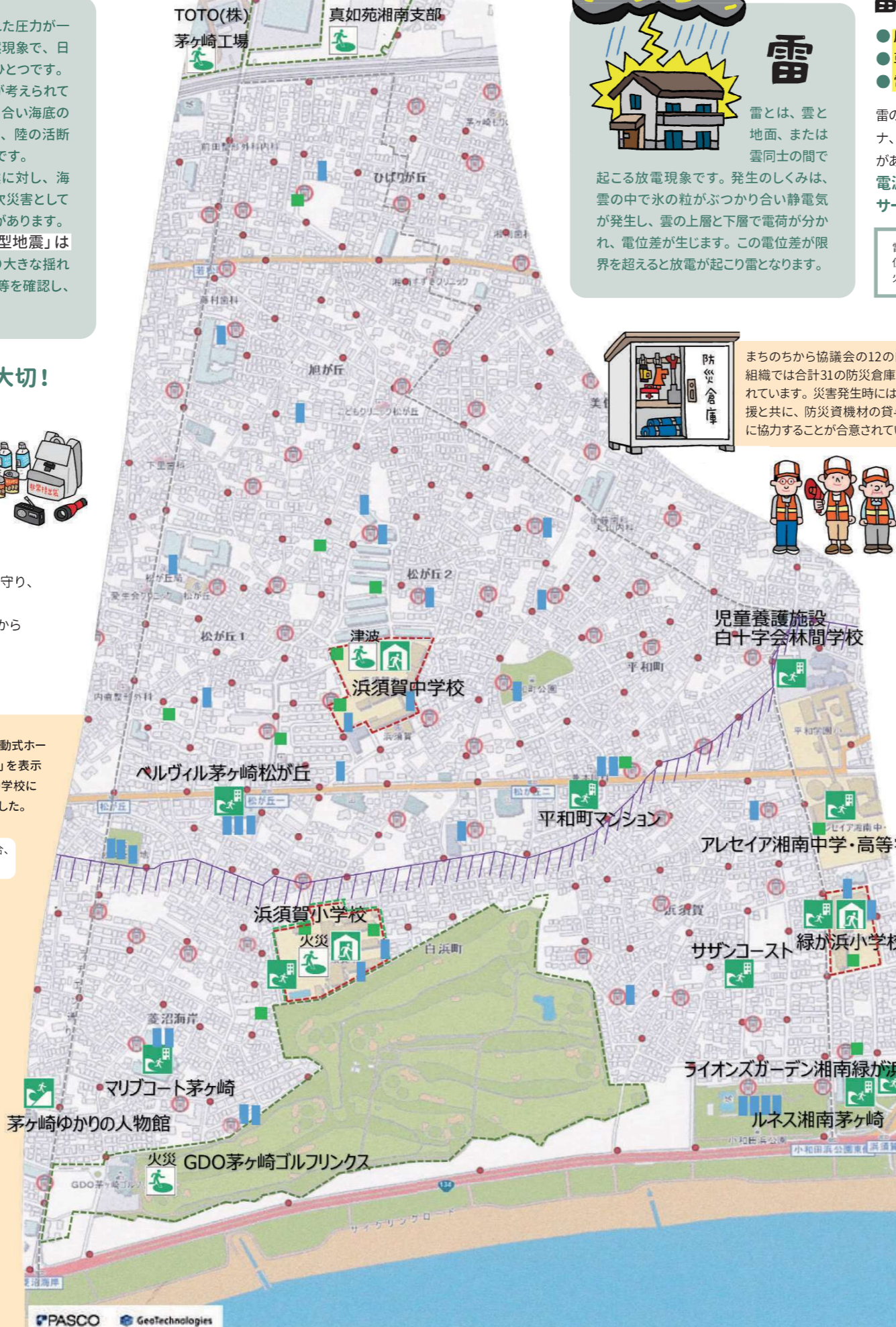


揺れを感じた際は、まず身を低くして頭を守り、倒れやすい家具から離れましょう。屋外では落下物に注意し、揺れが収まってから安全を確認して行動してください。

この防災マップは2025年11月時点の市の【まっぷdeちがさき】から、消火栓の表示を含む「移動式ホース格納箱」に、【消防水利マップ】の「防火水槽」と【防災マップ】の「避難所」「広域避難場所」を表示しました。更に市の【津波ハザードマップ】の「避難対象地域」と「避難先」を加え、公立小中学校に設置されている「防災倉庫」、浜須賀地区12自主防災組織の「防災倉庫」の設置場所を示しました。

凡例

- 浜須賀地区
- 津波避難対象地域
津波が発生した場合に、避難が必要な地域(市指定)
- 指定緊急避難場所(津波)
津波避難対象地域外にある緊急に避難するための施設(公立小中学校)
- 津波避難ビル
津波避難対象地域内にある公立小中学校やマンションなどの建物で、基準水位よりも高い場所 ※基準水位…浸水深に津波が建物等に衝突した際のせり上がり高を加えた水位
- 津波避難地
津波避難対象地域内にある基準水位より高い場所
- 広域避難場所(火災)
大地震などにより大規模な火事が発生したとき、ふく射熱や煙などの火災の危険から緊急的に身を守るために避難する場所
- 避難所
市内で震度5弱以上を観測した時、自宅等で過ごすことができず、一定期間避難生活を送る場所
- 消火栓
消火活動に必要な水を供給するため、上水道管に設置した設備
- 移動式ホース格納箱
震災時における市民の初期消火能力向上を目的に設置された、消火栓を使用した初期消火資機材
- 防火水槽(公設)
消火活動に必要な水を貯留しておく水槽
- 防災倉庫
防災資機材を保管する倉庫。地域にあるものは、自主防災組織(自治会単位)所有の倉庫 また、公立小中学校には、茅ヶ崎市の防災倉庫があります



雷

雷とは、雲と地面、または雲同士の間で起こる放電現象です。発生のしくみは、雲の中で氷の粒がぶつかり合い静電気が発生し、雲の上層と下層で電荷が分かれ、電位差が生じます。この電位差が限界を超えると放電が起こり雷となります。

雷から身を守るには

- 屋外では木の下や高い場所を避ける
- 車や建物の中に避難する
- 電化製品の使用を控える

雷の直撃を受けなくても、近所に落雷があるとテレビのアンテナ、電話線、電源線を通して屋内の電化製品が故障することがあります。ゴロゴロと雷の音が聞こえてきたら、**電化製品の電源プラグを抜く** 処置をしたほうが良いでしょう。また、**雷サージブレーカー内蔵タップ等** の利用もおすすめです。

雷の被害は火災保険の対象となることが多いので雷が鳴った後に住宅設備(エアコン・給湯器機等)が故障したときは加入している火災保険会社に相談してみましょう



まちのちから協議会の12の自主防災組織では合計31の防災倉庫が設置されています。災害発生時には、人的支援と共に、防災資機材の貸与等相互に協力することが合意されています。



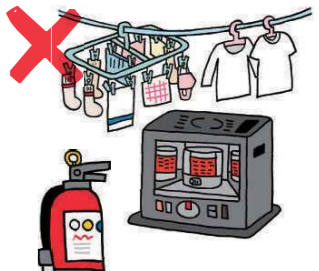
火事を出さない、広げないために

- 日頃からコンロやストーブ周りに可燃物を置かない
- 調理中は火元から離れない
- 電気コードの劣化やたこ足配線にも注意
- 住宅用火災警報器や消火器を備える (性能の維持・点検を実施し、適正に扱うことが重要)



火事

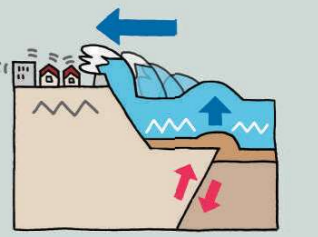
浜須賀地区はその多くが**延焼クラスター**です。延焼クラスターとは、火災が発生すると木造の建物が密集しているため、隣接する建物へと延焼が拡大し、複数の建物が集団的に焼失する範囲のことです。



近年増加している **モバイル・バッテリーの発火や爆発** に関する知識と、適正な機種を選定や取扱いが求められています。茅ヶ崎市では**感震ブレーカー**の設置に本体価格の2/3(100円未満切捨て) 上限3,000円/個の補助額が設定されており、コンセントに挿すタイプの**簡易型感震ブレーカー**も対象になっています。詳しくはお住まいの地区の自治会にご相談ください。

その穏やかな海は、わたしたちの暮らしを支え、心を癒してくれる大切な存在です。しかし海は同時に、地震の発生とともに「津波」という大きな脅威に変わることがあります。表層の水が移動する風波と違い、津波は海底から表面までの海水全体が移動します。水深の深い遠洋では、波高はあまり上がりませんが、伝達スピードはかなり速くジェット機並みに移動します。ひとたび沿岸の水深が浅い場所に来ると、波の高さは高くスピードは40km/hほどになります。

津波



浜須賀は、海とともに生きるまち

津波は止められません。けれど、逃げることで命は守れます。「浜須賀の海とともに生きる」ということは、その力を尊重し、正しく備えていくことでもあるのです。

津波は「地震の揺れが収まってからが本番です」

- 強い地震を感じたら、すぐにテレビやスマートフォンの情報を確認するよりも、とにかく海から離れる・高い場所に避難することが最優先

茅ヶ崎市内では、紙面の防災マップにあるように、**津波避難ビル**や**指定緊急避難場所(津波)**が整備されており、浜須賀地区でも徒歩圏内に多くの避難場所があります。家族やご近所の方と一緒に、**実際に歩いて避難ルートを確認**しておきましょう。津波が到達しないとされている地域でも、電気や水道、道路の遮断などライフラインに大きな影響が出るのが予想されます。また、高齢者や子どもを含む家庭では、「誰が」「誰を連れて」「どこへ逃げるか」をあらかじめ話し合っておくことが大切です。

浜須賀地区体育祭



催されました。前日の雨とは打って変わり、当日は立っているだけで汗ばむくらいの良い天気となりました。競技は、小学生の半周競走から始まり、子どもたちが軽やかに走る姿には各テントから温かい声援が送られました。自治会対抗種目「力をあわせて」「ボール送りゲーム」「スプーンリレー」は、バランスや団結力が求められるので、速さだけでは勝てません。幼児の参加種目「親子でゴール」「よいいごん」は、見ているだけで心がほっこり癒され、「パン食い競走」「綱引き」の人気種目では、みなさん自然と力が入ったのではないのでしょうか。また、今年度は小学生が参加できる種目が増え、老若男女一体感あふれるチームプレーがたくさん見られました。

最後の「自治会対抗リレー」は、子どもから大人までの本気の走りに応援する人も熱が入り、大盛り上がりの中ファイナレを迎えた体育祭は三連台の優勝で幕を閉じました。



浜須賀地区体育振興会

10月5日(日)、第49回体育祭が浜須賀小学校で開催

求める人が長い行列を作っていました。また、今回は会館裏手にテントとテーブル、椅子を並べた休憩コーナーが設けられ、小さなお子さん連れのご家族が食事をするなどして利用されていました。恒例のお楽しみ抽選会が始まるとすぐに行列ができました。お菓子の詰め合わせや栄養ドリンク、ラップなどの日用品が景品で、何が当たっても嬉しいラインナップに歓声があがっていました。大人から小さなお子さんまで多くの来場者の笑顔があちこちで見られ、今回のテーマ「世代超え みんなが楽しい 浜館まつり」を体現する地域交流のイベントとなりました。



大広間では午前中に浜須賀中の吹奏楽部・弦楽合奏部の演奏や浜須賀小の音楽・ダンス・演劇の各クラブの発表があり、入りきれないほど多くの観客を集めました。2階では浜須賀小中・浜須賀保育園・つじ学園の作品や子どもが書いた書の展示がありました。こうした発表や展示は子どもたちの普段の取り組みの成果を地域の方に見ていただく貴重な場となっています。同じく2階ではバルーンアートのコーナーもあり、今回限定の関西万博キャラクター「ミヤクミヤク」のバルーンがとても好評だったようです。屋外会場では当てるくじやヨーヨー釣りのコーナーや焼きそば、焼き鳥、手作り味噌など食品の販売がありました。なかでもたこ焼きが大人気で買



浜館まつり

10月18日(土)、秋らしい晴天のもと、第42回浜須賀会館まつりが開催されました。

ふれあい昼食会

浜須賀地区社会福祉協議会



食事の後は「笛なごまえぼし」による尺八とオカリナの演奏です。地元で活動するグループで、赤とんぼや浜辺の歌など茅ヶ崎や辻堂にゆかりのある楽曲や、ソーラン節や炭坑節などの民謡が演奏されました。また、歌うことで免疫アップしましょう！の呼びかけで、演奏に合わせて参加者も一緒に歌いました。体操や食事、演奏の合間には参加者同士の話も弾み、和やかな雰囲気の中となりました。



お品書き
鶏のパイナップルジュース煮
田楽
青菜と卵焼きの和え物
大根のべつたら漬け
ゆかりご飯
きのこ汁
ミルク小豆寒天



11月21日(金) 11時30分より、浜須賀会館大広間にてふれあい昼食会が行われました。この日はお天気に恵まれ、松浜・平和町・菱沼海岸・菱沼海岸緑の各自治会より33名の参加がありました。地域包括支援センター「あさひ」による口腔体操から始まり、グーチョキパーの合図に合わせて手と口を動かしていきます。食事の前に行うことで、口や舌の動きが滑らかになり嚥下機能を向上させる効果があるそうです。体操が終わると食事が運ばれてきました。ボランティアグループ「えにしだ会」が朝9時から調理した食事は色どりが鮮やかで優しいお味でした。参加者の「レシピを教えてください」という声に、スタッフがその場でレシピを伝える場面もありました。



編集後記

▶今号の特集では、「防災」をテーマに、地域のみなさんの取り組みや、日頃からできる備えについてご紹介しました。災害への強さは「特別な誰か」がつくるものではなく、私たち一人ひとりの「ほんの少しの備え」と「声かけ」から生まれるということです。浜須賀のまちには、顔見知り同士が自然と助け合

える温かさがあります。その力が、いざという時に必ず大きな支えになるはず。この広報誌が、改めて身近な防災を考えるきっかけとなり、家族やご近所との会話が少し増えたら嬉しいと思います。

【広報編集委員】金子芳郎・大森伸弥・伊藤季美
岡田和男・千葉智之・角田英子・横倉知子

